

委託契約書案

令和6年12月

岩手県

目次

第1条 総則	1
第1条の2・第2条 個人情報の保護指示等及び協議の書面主義	2
第3条 業務期間及び業務準備期間	2
第4条 監督職員及び業務監理員	2
第5条 総括責任者	3
第6条 権利義務の譲渡等の禁止	3
第7条 一括再委託等の禁止	3
第8条 契約の保証	3
第9条 業務内容の変更、中止等	4
第10条 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更	4
第11条 損害の負担等	5
第12条 契約解除による損害	6
第12条の2 賠償の予約	6
第13条 完了報告及び完了確認等	6
第14条 委託料の支払	6
第15条 契約不適合責任	7
第16条 発注者による契約解除	7
第16条の2	9
第16条の3	9
第17条 受注者による契約解除	9
第18条 調査等	10
第19条 業務の引継ぎ	10
第20条 秘密の保持等	10
第21条 紛争の解決	11
第22条 技術、知的財産の所在	11
第23条 不当介入に対する措置	11
第24条 補則	12
別表	12
様式第1号 総括責任者（変更）承認申請書	14
様式第2号 完了報告書	15
様式第3号 請求書	16
別紙1 業務監理員の業務範囲	17
別記 個人情報取扱特記事項	18

委 託 契 約 書

- 1 委託業務名 北上浄化センター及び水沢浄化センター維持管理業務委託
- 2 委託場所 北上市相去町岩の目地内ほか
- 3 業務期間 令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
- 5 契約保証金 金 円

発注者及び受注者は、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書及び業務委託設計書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務(以下「業務」という(第4条第5項を除く。))の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)内において行い、発注者は、その成果に応じて業務委託料を支払うものとする。
 - 3 第1項の設計図書に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計算単位は、特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 7 この契約及び設計図書における期間の定めについては、特別な定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第21条第1項の規定により、発注者と受注者との協議の上選定される調停人が行うものを除く。)の申立てについて、発注者の事務所の所在地を管轄する次の日本国の地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。
盛岡地方裁判所 岩手県盛岡市内丸9-1
 - 10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者がこの代表者に対して行ったこ

の契約に基づくすべての行為は、この共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為についてこの代表者を通じて行わなければならない。

(個人情報保護)

第1条の2 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書及び設計図書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があるときは、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、この協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務期間及び業務準備期間)

第3条 業務期間は、令和7年4月1日（以下「業務開始日」という。）0時00分より令和10年3月31日（以下「業務期間満了日」という。）24時00分までとする。また、この契約締結の日から業務開始日までを業務準備期間とし、受注者は、受注者の費用により業務開始のための準備を行うものとする。

(監督職員及び業務監理員)

第4条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号の権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の総括責任者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容についての受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行についての受注者又は受注者の総括責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 第1項の規定により、発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、

監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 4 発注者は、業務の適正な履行を確保するため、受注者への技術的な指導、発注者への技術的な提案等を行う業務監理員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。業務監理員を変更したときも同様とする。
- 5 この契約に係る業務監理員の業務の範囲は、別紙1のとおりとする。

(総括責任者)

第5条 受注者は、業務の技術上の管理を行う総括責任者を定め、この契約締結後5日以内に総括責任者承認申請書(様式第1号)により発注者の承認を得なければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求並びに受領及びこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、受注者の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、その権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、業務目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部、又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかの保証を付すときは、この保証は第16条第4項各号に規定する者によるこの契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 業務委託料の変更があったときは、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまでは、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号の保証を付したときは、この保証は、契約保証金の担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号の保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第16条の3若しくは第17条の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

（業務内容の変更、中止等）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ受注者に通知し、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、業務期間又は業務委託料を変更する必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

- 2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 この契約締結後において、天災事変その他の不測の事態又は事件に基づく経済情勢の激変により、業務委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて発注者又は受注者は、相手方と協議の上、業務委託料、業務期間、その他の契約内容を変更することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第10条 発注者又は受注者は、業務期間内で業務開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料(業務委託料から当該請求時の既履行部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残業務委託料(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「業務開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」として同項の規定を適用する。

5 予期することのできない特別な事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前4項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(損害の負担等)

第11条 受注者のこの契約の規定への違反その他受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者のこの契約の規定への違反その他発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。

3 受注者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じたときは、受注者は、その第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。また、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が第三者に対して損害賠償義務を負うときは、発注者は、受注者に対して求償権を行使

することができる。

- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じたときは、発注者は、その第三者にその損害を賠償する義務を負う。また、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が第三者に対して損害賠償義務を負うときは、受注者は、発注者に対して求償権を行使することができる。

(契約解除による損害)

第 12 条 発注者は、第 16 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、同条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を、賠償金として受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、第 16 条の 3 又は第 17 条の規定により契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賠償の予約)

第 12 条の 2 受注者は、第 16 条第 4 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約に係る業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。業務を完了した後も同様とする。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(完了報告及び完了確認等)

第 13 条 受注者は、業務期間における毎月の業務が完了したときは、速やかに月間業務実施報告書及び発注者が必要と認める書面を添えて、完了報告書（様式第 2 号）（以下この条において「報告書等」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項に規定する報告書等を受理したときは、受理した日から起算して 10 日以内にその月の業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に適合しなかったときは、発注者の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、この措置の完了をその月の業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によってその月の業務の完了を確認した場合であって、その業務に修繕部分があるときは、直ちに引渡しを受けなければならない。

(委託料の支払)

第 14 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請求書（様式第 3 号）により、別表左欄に該当する月の業務について同表右欄に定める業務委託料の支払いを発注者に請求する

ものとする。

- 2 発注者は、前項による請求を受理したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に受注者に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第 2 項に規定する期間内に同項の検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れたときは、受注者に対して、その支払いを遅延した額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第 15 条 発注者は、第 13 条第 2 項の規定による検査に合格した後、履行した業務に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があると認められた場合は、この契約書の他の条項で規定されているものを除き、受注者に対し、期限を指定して履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 履行した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者による契約解除）

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 第5条第1項の総括責任者を設置しなかったとき。
- (3) 第6条第1項に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (4) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) この契約の目的を達成させることができないことが明らかなきとき。
- (6) 受注者がこの契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能であるとき又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (8) この契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成させることができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前8号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者がこの契約書の規定による催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約又は業務委託を実施するため必要な物品の購入契約（「物品購入契約」という。以下同じ。）その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は物品購入契約その他

の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 第 17 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、必要と認めるときは、業務の既履行部分を検査のうえ、この検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払うことができる。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者がこの契約を解除したときは、第 1 項第 6 号又は第 7 号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

5 第 3 項の場合において、第 8 条の規定により契約保証金の納付、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、その契約保証金又は担保をもって第 3 項の違約金の全部又は一部に充当することができる。

第 16 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

第 16 条の 3 発注者は、第 16 条第 1 項及び前条に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第 9 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(受注者による契約解除)

第 17 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定により業務の内容を変更したため、変更後の業務委託料が当初の業務委託料の 3 分の 1 以下となる時。
- (2) 第 9 条第 1 項の規定による業務の中止期間が業務期間の 10 分の 5 の期間を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が、この契約に違反したため業務を完了することが不可能となったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がその義務を履行せず、受注者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(調査等)

第 18 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の業務の履行状況について調査し、若しくは受注者に報告を求めることができる。

(業務の引継ぎ)

第 19 条 受注者は、業務準備期間において、業務の実施に支障をきたさないように前受注者(受注者がこの契約による業務に着手する前に、この業務を受注していた者。)から業務の引継ぎを受けなければならない。

- 2 受注者は、業務期間満了日までに、以降の業務の実施に支障をきたさないように次受注者(この契約の終了又は解除後にこの業務を受注する者。以下同じ。)へ業務の引継ぎを行わなければならない。
- 3 前項の規定は第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3 及び第 17 条の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。この場合において、「業務期間満了日」とあるのは「契約を解除した日」と読み替えるものとする。
- 4 前 3 項の規定による業務の引継ぎに要する費用のうち、引継ぎを受ける者の労務に係る費用は、引継ぎを受ける者の負担とし、その他の費用については、引継ぎを行う者と引継ぎを受ける者とが協議の上、その負担の割合を定めるものとする。

(秘密の保持等)

第 20 条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当するとき及びこの契約において別段の定めがある場合を除き、この契約の内容及びこの契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) この契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずにこの契約締結後に公知となった若しくは公知する必要がある情報を開示するとき。

- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示するとき。ただし、第三者からの情報入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - (3) この契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示するとき。ただし、この契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令又は条例により開示が義務付けられる場合において、法令又は条例上必要である範囲において開示するとき。
 - (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示するとき。
 - (6) 発注者のアドバイザーに対し開示するとき。ただし、アドバイザーが受注者の営業の部に属する取引を行っている場合を除く。
 - (7) 前条の規定による引継ぎ及び次受注者選定時において、引継事項の文書内容を公開するとき。
 - (8) 相手方が書面により承諾したとき。
- 2 前項の義務は、この契約終了後も存続するものとする。

(紛争の解決)

第 21 条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續又は手續き中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(技術、知的財産の所在)

第 22 条 業務における創意工夫の結果得た技術、知的財産は、その所在について発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第 23 条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（再委託契約、物品購入契約その他の契約の相手方（以下「委任者等」という。）が不当

介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、速やかに発注者に報告するとともに、管轄警察署に届出(以下「報告・届出」という。)なければならない。

- 2 受注者は、委任者等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう当該委任者等を指導しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、業務の調整、業務期間の延長等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第24条 この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議するものとする。

別表

年 月	業務委託料(月額)
令和7年4月	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
令和7年5月から 令和8年3月まで	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
令和8年4月	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
令和8年5月から 令和9年3月まで	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
令和9年4月	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
令和9年5月から 令和10年3月まで	金 円 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 岩手県
契約担当者
北上川上流流域下水道事務所長 田川 啓司

受注者

様式第1号

令和 年 月 日

様

住所
受注者
氏名

総括責任者（変更）承認申請書

次のとおり総括責任者を定めたので、（変更）承認方申請します。

委託業務名	業務委託
委託箇所名	
業務委託料	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
業務期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
総括責任者	

※) 経歴書を添付のこと。

様式第2号

令和 年 月 日

様

住所
受注者
氏名

完 了 報 告 書

令和 年 月 日次の業務を完了したので、報告します。

委託業務名	業務委託				
委託箇所名					
業務委託料	全 体 額	金	円		
	今回完了分	金	円		
契約年月日	令和	年	月 日		
業 務 期 間	令和	年	月 日 から 令和	年	月 日 まで
今回報告期間	令和	年	月 日 から 令和	年	月 日 まで

※ 実施業務の詳細は月間業務実施報告書のとおり。

様式第3号

令和 年 月 日

様

住所
受注者
氏名
登録番号

請 求 書

次のとおり請求いたします。

請求金額	金 %対象（うち消費税額	円（ 月分 ） 円)
委託業務名		業務委託
委託箇所名		
業務委託料	金	円

前回までの受領済額

前回までの受領済額	円
-----------	---

振込先 銀行名

_____銀行_____店_____預金 口座番号_____

別紙 1 (第 4 条関係)

業務監理員の業務範囲

- 1 業務監理員は、受注者との打合せ、指示、承諾及び工程の管理、受注者が提出した書類及び図面の確認、各種試験及び材料検査の立会い、受注者及び関係機関との調整並びに段階立会い及び完了（完成）検査の立会い業務を行う。
- 2 業務監理員は、維持管理業務等の適正な履行を確保するため、受注者へ技術的な指導を行う。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報の持出しの禁止)

第3 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(個人情報の運搬)

第6 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。